

第1回 ナンバープレート表示の視認性確保等に関する検討会 議事概要

日 時 平成20年2月4日(月) 10:00~12:00

場 所 国土交通省 8F 国際会議室

議題1 現行法令の整理(ナンバープレート等の表示義務等)について(説明:事務局)

議題2 全国自動車標板協議会の調査結果説明について(説明:関係委員)

議題3 アンケート調査結果報告について(説明:事務局)

議題4 ナンバープレートカバーの耐候性試験及び視認性調査について(説明:事務局)

議題5 今後のスケジュールについて(説明:事務局)

【各委員からの質疑等】

[ナンバープレートカバーについて]

〈法規制、その他〉

- ・ 登録自動車と軽自動車のナンバーの表示規定に差があるが、この違いはなにか
- ・ ナンバープレートの表示義務違反での罰則適用状況はどうか
- ・ 十分試験を行った上で、規制が必要かどうかを確認する必要がある。

〈視認性試験〉

- ・ 雨風、その他気象条件を考えた試験はできないか。
- ・ 太陽光の角度によって文字が見えない場合があるので、考慮した方がよい。
- ・ ナンバープレートは自分から遠ざかる方向に進むことを踏まえ、試験方法を検討すべき。
- ・ 被験者として子供、高齢者等を加えるべきではないか。
- ・ 路上で運転している条件に近づけた試験をすべき。

〈耐候性試験〉

- ・ マイカーの耐用年数程度の耐候性について確認できる試験をすべきではないか
- ・ カバーに砂が付着しキズが着くことが想定されるので、耐候性試験の条件として砂によるキズの影響を試験できないか。

〈アンケート等〉

- ・ カバーを装着している理由を、ユーザーからの聞き取り調査ができないか。
- ・ カバーがどのくらい装着されているのか。販売量が知りたい。

[大型貨物車後部ナンバーについて]

- ・ 視認性の基準が設けられていて20メートルの距離や角度の規定があるが、潜り込み防止バンパーを着けた状態で規制の対象とはならないのか。
- ・ 架装メーカーからヒアリングをすべきではないか。

【事務局からの説明、回答】

- 軽自動車は所有権の公証制度がないなど、登録車に比べて簡易な制度。ただし、ナンバーの一部を覆うなど、表示内容が見にくければ罰則の適用はある。
- ナンバーの表示内容の視認性の基準は、ナンバープレート単体に対する基準であり、車両に装着したときの基準としているわけではない。従って、個々の車両に装着した状態で基準上違反しているかどうかは直ちに判断できない。また、具体的に個別の車両毎に視認性の検査は行っていない。
- 視認性、耐候性試験へのご意見については、試験委託機関に相談していきたい。
- 罰則の適用について、ナンバープレートが見にくいとの理由で摘発されたとの事例は承知していない。
- 今後、3回程度委員会を開催して、6月中をメドに報告案をまとめたい。

(委員長) 各委員が客観的に判断しうるためには、今後の試験をできる限り実態を反映したようなものにして欲しい。予算と期間の問題があるので、適宜、事務局にて検討いただきたいが、できる限り委員のご指摘を取り入れてほしい。

(以上)